

---



---

 主な内容
 

---



---

- ◆ マレーシア弁護士会の訪日交流イベント
  - ◆ Taiwan Bar Associationとの交流
  - ◆ 国際的なキャリアパス：JICAが派遣する弁護士長期専門家が途上国で貢献できることと、その在職中の待遇について
  - ◆ JICA長期研修員向けインターンシッププログラムへの協力報告
  - ◆ カンボジア PTにおけるオンライン勉強会
- 
- 

# 国際交流委員会ニュース

No.45 編集責任：国際交流委員会

## マレーシア弁護士会の訪日交流イベント

2023年5月15日、16日の2日間にわたり、当連合会と友好協定を締結しているマレーシア弁護士会 (Malaysian Bar) から会長を含む17名の訪問団が来日しました。

新型コロナウイルスの感染拡大以後、当委員会としては初めて海外弁護士会が実際に来日して行う本格的な交流行事となり、日弁連執行部への表敬訪問、法律事務所見学、最高裁判所見学、一般社団法人日本国際紛争解決センター (JIDRC) 見学、一般社団法人日本商事仲裁協会 (JCAA) との意見交換会、ディナーレセプションなど様々なイベントを実施しました。

5月16日には「国際仲裁・調停」と「対マレーシア投資」をテーマとしてハイブリッド形式でジョイントセミナーを開催しました。講演の間には、コーヒープレイクとしてマレーシア弁護士会訪問団との交流の機会を持つなど、非常に充実したイベントとなりました。

(国際交流委員会副委員長 山本 和人)

## Taiwan Bar Associationとの交流

アフターコロナ最初の当委員会のリアルな海外訪問交流先は台湾と決まりました。2023年6月9日 (金) に台北市のTaiwan Bar Association (TWBA) を牧山嘉道委員長以下当委員会のメンバーが訪問し、台湾の司法制度や弁護士会制度についての調査等を実施します。週末には台南市弁護士会との交流も予定されています。

TWBAとの交流は、2017年9月に東京で開催した合同の仲裁セミナーに始まり、コロナ下においても、法改正で弁護士会制度が一新されたTWBAに日弁連の制度面での経験を伝えるweb意見交換会 (2021年2月) や、双方の会の会長らのweb表敬訪問 (2022年12月) が行われました。

今後の交流のさらなる盛り上がりが期待されます。

(国際交流委員会副委員長 石本 茂彦)

## 国際的なキャリアパス：JICAが派遣する弁護士長期専門家が途上国で貢献できることと、その在職中の待遇について

### 長期専門家とは？

2020年10月から2年間、日弁連からの推薦を受けて、独立行政法人国際協力機構 (JICA) の長期専門家として、カンボジア王国に赴任してきました。

JICAが派遣する長期専門家とは、主にアジア諸国 (支援対象国) に常駐して、支援対象国政府が行う法令の起草や法曹の養成などの支援をする専門家です。

日弁連は、上記の長期専門家のうち、弁護士出身の長期専門家について、会員の中から適任者を推薦しています。私はカンボジアに赴任しましたが、これまでの実績としては、ベトナム、モンゴル、中国、ラオス、ミャンマー、コートジボワール、ネパールなどに弁護士が派遣されています。

会員の皆様に、長期専門家というキャリアの魅力を知ってもらうため、長期専門家がどのような活動をしており、在職中の待遇はどのようなものかを紹介いたします。

### どんな活動をしている？

長期専門家は、司法省など支援対象国の省庁に常駐して、省庁高官と非常に近い距離で支援活動を行います。例えば、週に2回程度、司法大臣に次ぐポジションの長官が同席する作業部会で、長期専門家が中心となって、不動産登記法など重要民事法令の

起草作業を行う活動もありました。また、判例公開制度のない国で、司法省長官とともに、未成熟な内容の判決文もしくは汚職の疑いがもたれるような判決文を公開してほしくないと考えていた裁判官たちの反対を押し切り、司法省ウェブサイトにも100件超の判決文の公開を実現した例もあり、活動のダイナミックさ、やりがいは非常に大きいと思います。

このような基本法令の起草や判例公開などを支援する活動以外にも、近年は、知的財産関係法令など先進的な法令の起草支援や、司法アクセス改善のためのコールセンター設立支援など、世界のトレンドや支援対象国のニーズに沿った支援も行っています。長期専門家は、支援対象国に常駐して活動をしているため、様々な支援の中でどのような支援が対象国にとって必要なかを最もよく知る専門家であることから、赴任のタイミングにもよりますが、次期プロジェクトでどのような支援をするかについて、JICA本部や日本の法務省関係者と一から議論して作り上げていくというやりがいもあります。

### どんな待遇？

JICA長期専門家は、日本政府と支援対象国政府間で合意した国際協力活動を行う、ある意味オフィシャルな専門家であることから、JICA及び対象国政府から手厚い保護を受けることができます。例えば、専門家が毎月受け取る手当 (生活費) には所得

税等の税金がかかりません。

また、支援対象国における住居手当の上限が高いため一般的な民間駐在員よりも高価で安全なアパートメントに住むことができます。

また、各国の大型連休や派遣先省庁の長期休暇に合わせて、近隣諸国で休暇旅行を楽しむことも可能です。このような余暇の過ごし方は、新型コロナウイルス感染拡大期には禁止されていましたが、徐々に解除されてきています。

JICA長期専門家は、弁護士として国際協力に腰を据えて携わることのできる数少ないキャリアであり、国連等の国際機関への応募よりも応募のハードルは低いことから、弁護士として国際協力に携わりたい会員にはお薦めのポジションです。また、当委員会としても、弁護士出身専門家が国際協力活動に安心して従事することができるよう、元専門家の委員等がサポートできる体制を整備していく予定です。公募等の情報は、以下のメルマガでも案内がありますので、ご登録ください。

▼国際関連情報提供メールマガジン

『JFBA国際メルマガ』

<https://member.nichibenren.or.jp/gyoumu/support/international/mail.html>

(国際交流委員会幹事 内藤 裕二郎)

## JICA長期研修員向けインターンシッププログラムへの協力報告

国際交流委員会は、JICA長期研修員として慶應義塾大学LL.M.に留学中のラオスの弁護士、ソムブーン氏とアリサマン氏のインターンシップを実施しました。

2023年2月15日に弁護士会館にて日弁連の概要説明、法律相談センターや法テラスなどの見学を実施したほか、弁護士自治などについて議論しました。第二東京弁護士会の中村隆夫副会長 (当時) にもご挨拶いただきました。翌16日には司法アクセスについて議論し、東京地裁で刑事と民事の裁判傍聴をした後、早稲田リーガルコモンズ法律事務所を見学しました。

ラオス弁護士会の歴史は浅く自治権がなく地方弁護士会もありません。日本とラオスの違いを踏まえた活発な質問があり、オンラインでは得られない経験を提供できました。

(国際交流委員会幹事 鈴木 一子)

## カンボジアPTにおけるオンライン勉強会

2023年3月7日、カンボジアPTにおいてオンライン勉強会を開催しました。トヨタ財団2019年度国際助成プログラムの一環としてカンボジア王国弁護士会 (BAKC) がカンボジア国内の大学生向けに開催したワークショップ (2022年7月8日及び22日開催) の内容について、カンボジア人留学生であるクム・カエマリー氏 (名古屋大学大学院法学研究科博士後期課程3年) にワークショップの録画映像をもとに概要説明をしていただきました。ワークショップでは、弁護士のキャリア、役割とその責任、経済的困窮者等に対する司法アクセスの向上が取り上げられ、その後、質疑応答が行われました。BAKCの司法アクセス向上に対する取組やそれに対するカンボジア人の学生の意見などを知ることができ、有意義な勉強会となりました。

(国際交流委員会委員 篠田 陽一郎)